

選択的夫婦別姓制度の導入を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣 あ て
女 性 活 躍 担 当 大 臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

現在、我が国において、結婚に際して女性の約95パーセントが改姓する中、女性の社会進出が進むにつれて家族の在り方が多様化していることを背景に、経済界及び若者世代を中心として、夫婦が望む場合には結婚後もそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度、いわゆる選択的夫婦別姓制度の実現を求める声が高まっている。

また、国連女性差別撤廃委員会は、本年10月、女子差別撤廃条約の締約国において条約の履行状況を審査した結果、夫婦同氏を義務付ける民法の規定を見直し、選択的夫婦別姓を導入するよう、日本に対して4度目となる勧告を出したところである。

政府は、女性活躍の推進等の観点から、旧姓の通称使用拡大に向けて取り組んでいるが、日常生活・職業生活において、海外渡航時のトラブル、キャリアの断絶等の不便・不利益が発生しており、通称使用で解決できる課題には限界があることから、社会の実態に即した法整備を進める必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国内の実情及び国際社会の動向を踏まえ、個人の選択に寛容な社会を確立し、ジェンダー平等を実現するため、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要請する。